

ID: 130

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯の許可					
例規名 根拠条項	長門市営湯免・黄波戸温泉の配湯に関する規則 第3条					
例規番号	平成17年規則第174号					
【根拠条文】 (許可書) 第3条 市長は、前条の申請書の提出があり配湯することを適當と認めたときは、当該申請人に対し、温泉配湯許可書(別記様式第3号)を交付するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			